

大阪市景観計画変更案の主な修正箇所

○パブリック・コメントでのご意見を踏まえ、協働による景観まちづくりの推進の記載を充実させた箇所

NO	修正箇所・頁	パブリック・コメント時の表現	修正案
1	第5章2(1)2 ①地域主導の景観まちづくり P43	市民や事業者による地域主導の景観まちづくりの取り組みを促進するため、地域の個性ある景観形成に向けた自主的なルールづくりやルールの運用を支援する仕組みづくりを進めます。	市民や事業者による地域主導の景観まちづくりの取り組みを促進するため、地域の個性ある景観形成に向けた自主的なルールづくりやルールの運用を支援する仕組みを導入します。 また、地域の実情や合意状況等に応じて、景観協定制度など、法に基づく制度の活用を進めます。
2	第7章3 (4)景観協定制度の活用 P131		(4)景観協定制度の活用 景観協定は、一団の土地の土地所有者等（土地所有者・借地権者等）の全員の合意により、ソフト面も含め地域の実情に応じたきめ細やかなルールを定めるもので、そのルールを景観法に基づき本市が認定します。 区域の土地所有者等の全員の合意による締結が求められるため、ハードルが高いものである一方、認可公告後にその土地等の権利を継承した者にも効力が及ぶため、ルールの実効性が担保されます。 地域景観づくり協定制度から発展させる、或いは併用することで、地域の個性ある景観形成を実現し、市民や事業者による地域主導の景観まちづくりの取り組みを促進します。

○パブリック・コメントでのご意見を踏まえ、景観形成方針や景観形成基準の記載を一部追加・修正した箇所

NO	修正箇所・頁	パブリック・コメント時の表現	修正案
3	第6章3(3) 【上町台地景観配慮ゾーン】の方針と基準（植栽基準） ・都心景観形成区域 p57, p59 ・一般区域 p66, p68 ・土佐堀通地区 p93, p96	○景観形成方針 ・まとまりのある緑地空間との調和に配慮したまちなみ景観を形成する。 ○景観形成基準（植栽基準） ・地域に残された緑を保全し積極的に見せ、またそれと調和するよう緑化に努める。	○景観形成方針 ・地域に残された緑はできるだけ保全し、また見せ方を工夫するとともに緑との調和に配慮したまちなみ景観を形成する。 ○景観形成基準（植栽基準） ・地域に残された緑と調和するよう緑化に努める。

NO	修正箇所・頁	パブリック・コメント時の表現	修正案
4	第6章3 (3) 景観形成基準 (材料基準) ・全ての区域、地区 (建築物・工作物とも) p59_60, p63_64, p67_68, p72_74, p78_79, p84_85, p90_91, p95_97, p100_101, p104_106	○景観形成基準 (材料基準) 建築物 ・外壁などの材料は、 <u>汚れにくいもの</u> 、維持管理が容易なもの又は <u>経年変化に耐え得るもの</u> とするよう努める。 工作物 ・材料は、 <u>汚れにくいもの</u> 、維持管理が容易なもの又は <u>経年変化に耐え得るもの</u> とするよう努める。	○景観形成基準 (材料基準) 建築物 ・外壁などの材料は、 <u>汚れが目立ちにくいもの</u> 、維持管理が容易なもの又は <u>経年により景観をそこなうことのないもの</u> とするよう努める。 工作物 ・材料は、 <u>汚れが目立ちにくいもの</u> 、維持管理が容易なもの又は <u>経年により景観をそこなうことのないもの</u> とするよう努める。

○パブリック・コメントでのご意見を踏まえ、屋外広告物に関する記載を充実させた箇所

NO	修正箇所・頁	パブリック・コメント時の表現	修正案
5	第6章4 (1) 屋外広告物に関する基本方針 P107	(1) 屋外広告物に関する基本方針 屋外広告物は、まちの情報を広く提供し経済活動の円滑化に不可欠なものである一方、都市景観に影響を与える重要な要素でもあります。無秩序な状態で氾濫すると、街の美観や自然の風致を損なうことにもなりかねません。逆にデザイン的に配慮された広告物を計画的に配置することにより、秩序あるにぎわい景観を生み出すことも可能です。 そこで、屋外広告物が、重点届出区域内で良好な景観を形成していく上で重要な役割を果たすべく、以下の考え方に基づいた屋外広告物の設置等に関する基準を定め、 <u>都市景観条例に基づく事前協議や届出、屋外広告物条例に基づく許可（更新）申請の手続</u> を行うことで、より一層大阪らしいの活気を生み出し、美しく品格のある都市景観を形成していくこと推進していきます。	(1) 屋外広告物に関する基本方針 屋外広告物は、まちの情報を広く提供し経済活動の円滑化に不可欠なものである一方、都市景観に影響を与える重要な要素でもあります。無秩序な状態で氾濫すると、街の美観や自然の風致を損なうことにもなりかねません。逆にデザイン的に配慮された広告物を計画的に配置することにより、 <u>風格の創出だけでなく、秩序あるにぎわい景観を生み出すこと等</u> も可能です。 そこで、屋外広告物が、重点届出区域の <u>それぞれの地区の方針を踏まえ、良好な景観を形成していく上で重要な役割を果たすべく、以下の考え方に基づいた屋外広告物の設置等に関する基準を定め、風格の創出やにぎわい形成など、地域固有の特性に応じた都市景観を形成していくことを推進していきます。</u>

そのほか、第2章の景観構造の特性と第6章の関係がわかりにくいといったご意見を踏まえ、全般的に表現等の見直しを行った。